



2024年6月11日

株式会社 TASAKI

代表執行役社長 田島 寿一 様

【質問】

貴社と経済制裁対象であるミャンマー真珠公社との取引関係について

私たちは、日本企業による海外でのビジネスにおいて適切な環境・社会的影響・人権への配慮がなされるよう政策提言活動を行っている日本とミャンマーの市民団体です。ミャンマー軍政に違法に支配されている天然資源・環境保全省下にあり、米国、イギリス、カナダ（※1）から制裁を科されているミャンマー真珠公社（MPE）と貴社との取引関係が継続していることに懸念を表明したく、書簡をお送りします。

2021年2月1日に未遂クーデターを起こして以来、ミャンマー軍は国を掌握しようとして戦争犯罪や人道に対する罪を犯し、いっさいの処罰を受けていません。これらの重大な国際犯罪には、故意の殺害、恣意的な逮捕、拷問、無差別の空爆、民間人の資産の破壊などが含まれ、国の全域で300万人以上が避難民となることにつながっています（※2）。軍はMPEなど軍政の支配下にある事業体からの収入に頼ってこうした犯罪を犯しているという深刻な懸念があります。

貴社の子会社であるミャンマー・タサキは1997年からMPEと取引関係にあり、現在は軍政の支配下にある天然資源・環境保全省（MONREC）の認可のもとでMPEと生産分与契約を結んでいると承知しています。ミャンマー軍政は真珠産業が生み出す収入から利益を得ています。たとえばMPEは、生産分与契約のもと、報告によれば収穫された真珠の20～25%を受け取っています（※3）。軍政は関税その他の税や、将来の生産を可能にする技術の移転からも利益を得ています。

ミャンマー・タサキは、情報が入手可能な最後の期間である2017年から18年にかけては100億チャット（当時の換算で800万米ドル以上）相当の真珠を生産し、真珠養殖の許可を得た企業のなかで最大の生産者でした（※4）。貴社のウェブサイトにはオーストラリア、中国、フランス、日本、香港、韓国、シンガポール、台湾、イギリス、米国などに貴社の店舗があると掲載されていることから、私たちは貴社がミャンマー産の真珠を世界各地で販売

しており、ミャンマー軍政が継続して真珠からの収入を得ていると理解しています。ミャンマー軍政が運営する新聞によれば、今年開かれた第59回ミャンマー宝石展示会では400ロットの真珠が売りに出されました。この展示会には軍政指導者でミャンマー軍の総司令官であるミンアウンフラインも出席しました（※5）。

3年以上も前の2021年4月、貴社の取引相手であるMPEは米国に制裁を科されました。MPEを「特別指定国民」のリストに加えるにあたり、米国は次のように述べています。「真珠産業はビルマ軍政にとって重要な経済資源である。ビルマの軍政は同国内の民主化を求める抗議行動を暴力で鎮圧し、現在もビルマの人びとに対する暴力的で死者を出す攻撃を行い、子どもも殺害している」（※6）。イギリスも「軍政に何百万ドルもの収入をもたらす二つの高価値な天然産物である真珠と木材から軍政が利益を得られないようにするために」MPEと国有の木材公社に制裁を科しました（※7）。

貴社のウェブサイトには、貴社の養殖場で生産される真珠は「サステナブルかつエシカルな方法で育んだ」とありますが、私たちは貴社がMPEとの提携を継続していることが国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」及びOECDの「多国籍企業行動指針」の人権に関する規定に違反していることを懸念しています（※8）。OECDの行動指針と国連の指導原則のもとでは、すべての企業に人権を尊重する責任があり、従って人権に対する悪影響を特定し、防止し、軽減し、責任を持つために人権デュー・デリジェンスを実施することが求められています。

私たちは、MPEとの提携を継続することで貴社が軍政に収入源を提供していることへの懸念を重ねて表明します。軍政は、戦争犯罪や人道に対する罪を犯すのにまさに必要な武器やジェット燃料を調達するためにその収入を使うことができます。私たちはまた、MPEとの取引を継続することが、軍政が真珠産業からの収入を得るのを妨げるために米国、イギリス、カナダがMPEに科している制裁の効果を損なうとも考えています。以前、ジャスティス・フォー・ミャンマーは別の日本の団体であるヒューマンライツ・ナウと共同でプレスリリースを発表し、貴社がMPEと取引を継続していることについて懸念を表明しています（※9）。

貴社のサステナビリティに対する考え方が述べられたウェブページでは、「サステナビリティが目指すコミュニティとの共存共栄という目的」に、貴社の「サステナビリティの精神」が通じると述べられています（※10）。しかしミャンマーの市民社会による複数の報告書で詳述されているミャンマーの先住民であるモーケン民族の置かれた状況に関しても私たちは憂慮します（※11）。2020年に国連に提出されたこれらの報告書によれば（※12）、ミャンマー南部のタニンダーリ地域にある貴社の真珠養殖場が原因で水や土地へのアクセスを失ったモーケンの人びとが、先祖代々の土地から追われる事態をさらに強いる恐れがあります。

これらの懸念に照らし、ミャンマー軍の未遂クーデター以降、貴社がどのような人権デュー・デリジェンスを実施してきたか、また実施結果を受けて貴社がどのような対策を講じてきたかについて、ご教示いただきたく存じます。

MPE との取引を続けることで、貴社は国連のビジネスと人権に関する指導原則および OECD の多国籍企業行動指針の人権に関する規定に違反している可能性があり、またミャンマー軍政による国際犯罪に加担している可能性があると考えます。従って私たちは、軍政が支配する MPE とのすべての取引を責任ある形で終了し、人権を尊重する責任を果たすよう貴社に求めます。また、貴社が 2021 年 2 月 1 日以降に MPE など軍政の支配する事業体と行った取引の公開を求めます。

これらの情報、また本書簡で取り上げた問題点に関する貴社の対処方針を、下記の連絡先に 2024 年 7 月 5 日までにお送りくださいますようお願い申し上げます。なお、貴社からの回答（期日までに回答のない場合はその事実）は私どものホームページ等で公開させていただきます。よろしく願いいたします。

以上

メコン・ウォッチ
事務局長 木口由香

ジャスティス・フォー・ミャンマー
スポークスパーソン ヤダナーマウン

本件に関するご返答・お問合わせ先:

メコン・ウォッチ
〒110-0016
東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3 階
TEL: 03-3832-5034
E-mail: contact@mekongwatch.org

脚注:

※1: Office of Foreign Assets Control, “Burma-related Designations; Kingpin Act Designations Removals”, April 21, 2021 <https://ofac.treasury.gov/recent-actions/20210421>; Government of Canada, “Regulations Amending the Special Economic Measures (Burma) Regulations: SOR/2021-106”, May 14, 2021 <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2021/2021-05-26/html/sor-dors106-eng.html>; Office of Financial Sanctions Implementation, “Consolidated List of Financial Sanctions Targets in the UK”, June 2, 2021 <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/65bb618927fccf000d4bd1b3/Myanmar.pdf>.

※2: UN Resident Humanitarian Coordinator a.i. for Myanmar, “Statement by the Resident and Humanitarian Coordinator a.i. for Myanmar”, May 3, 2024 <https://myanmar.un.org/en/267754-statement-resident-and-humanitarian-coordinator-ai-myanmar>.

※3: Frontier Myanmar, “Moken Fear a Sea Grab in the Myeik Archipelago”, December 29, 2019 <https://www.frontiermyanmar.net/en/moken-fear-a-sea-grab-in-the-myeik-archipelago/>. 日本語抄訳はこちら: 「モーケン、ミエイ諸島での海の争奪を懸念」メコン河開発メールニュース、2020 年 3 月 30 日

http://www.mekongwatch.org/resource/news/20200330_01.html.

※4 : Myanmar Extractive Industries Transparency Initiative, “Extractive Industries Transparency Initiative Myanmar, EITI Report 2017-2018”, January 2019

https://eiti.org/sites/default/files/attachments/meiti_reconciliation_report_2017-2018_final_signed_31st_march_2020.pdf.

※5 : The Global New Light of Myanmar, “400 Pearl, 160 Gem, and 4,550 Jade Lots Up for Sale”, May 2, 2024

<https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/gnlm/wp-content/uploads/2024/05/4-5-2024.pdf>.

※6 : U.S. Department of the Treasury, “Treasury Sanctions Key Timber and Pearl Enterprises in Burma”, April 21, 2021 <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0138>.

※7 : Foreign, Commonwealth & Development Office and The Rt Hon Dominic Raab MP, “Foreign Secretary Announces Further Sanctions on Companies Linked to Myanmar’s Military Regime”, June 21, 2021

<https://www.gov.uk/government/news/foreign-secretary-announces-further-sanctions-on-companies-linked-to-myanmars-military-regime>.

※8 : 外務省「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針 日本語仮訳」2023 年

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100586175.pdf>; 「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」2011 年 3 月 21 日

https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/.

※9 : プレスリリース「ヒューマンライツ・ナウと Justice For Myanmar は、米国がミャンマー真珠公社を制裁対象に指定したことを受け、TASAKI にミャンマー国軍との取引を停止するよう要請します」2021 年 4 月 21 日

https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2021/04/joint-statement_JPN.pdf.

※10 : 「TASAKI のサステナビリティについて」ウェブサイト

<https://www.tasaki.co.jp/corporate/sustainability/about/>（2024 年 6 月 10 日閲覧）

※11 : Burma Human Rights Network, “The Coming Extinction: The Moken People of Burma’s Mergui

Archipelago”, December 12, 2020 <https://www.bhrn.org.uk/en/component/edocman/bhrn-report/the-coming-extinction-the-moken-people-of-burma-s-mergui-archipelago.html>; FIDH – International Federation

for Human Rights and Myanmar Alliance for Transparency and Accountability, “Universal Periodic Review (UPR) 37th Session Myanmar: Joint Submission by FIDH and MATA”, July 2020,

https://www.fidh.org/IMG/pdf/fidh-mata_joint_upr_submission_july_2020.pdf; Coalition of Indigenous

Peoples in Burma/Myanmar, “Joint submission to the UN Universal Periodic Review of Myanmar July 2020:

37th Session of the UPR Working Group of the human Rights Council January/February 2021”,

<https://uprdoc.ohchr.org/uprweb/downloadfile.aspx?filename=8278&file=EnglishTranslation>.

※12 : United Nations Working Group on the Universal Periodic Review, “Summary of Stakeholders’

submissions on Myanmar: Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights”,

12 November 2020, <https://digitallibrary.un.org/record/3893981?ln=en&v=pdf>.